

神吉公会堂管理規則

(目的)

第1条 この規則は、神吉公会堂（以下公会堂という。）の適切な運営及び秩序の維持を図るため、公会堂の管理について必要な事項を定める。

(管理者)

第2条 この規則の円滑な運営を図るため、神吉町内会長（以下町内会長という。）を公会堂管理者とする。

- 2 町内会長が、やむを得ない事由により公会堂の管理をすることができない場合は、町内会長が別に指定した者が代行する。

(公会堂使用の原則)

第3条 公会堂管理者又は前条第2項の規定により代行する者（以下管理者等という。）は、使用者が次に該当する場合、原則として公会堂の使用を認めるものとする。

- 2 総会、執行部会、評議員会、隣保長会、老人会、女性部会、少年団、祭事業、イベント、その他町内会関係部会の主催する会議等。（以下正会員という。）
- 3 神吉町内に居住し、かつ、町内会費納入者をメンバーとするサークル活動等。（以下特別会員という。）
- 4 長期計画のもとに定期的に開催する会合、サークル活動等。（以下特定団体という。）
- 5 管理者が使用を認める上記以外の者。（以下その他という。）

(公会堂の使用許可)

第4条 公会堂を使用しようとする者は、あらかじめ管理者等に公会堂使用許可申請書（別紙様式）を提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 公会堂許可申請書の受理は先着順とする。
- 3 使用時間は原則として午前9時から午後10時までとする。（準備、後片付けを含む。）

(公会堂の使用料金)

第5条 公会堂の使用料金は次表の通りとし、公会堂許可申請書が受理された際、管理者等に納めるものとする。

部 屋	午前9時～午前12時	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時
大 ホール	3, 0 0 0円	3, 0 0 0円	4, 0 0 0円
和 室 (大)	2, 0 0 0円	2, 5 0 0円	3, 0 0 0円
和 室 (小)			
会 議 室	2, 0 0 0円	2, 0 0 0円	2, 0 0 0円
炊 事 場			

- 2 使用料金は原則として時間帯、各部屋別に計算する。例えば、複数の部屋、複数の時間帯にわたって使用する場合、それぞれの複数倍となる。
- 3 町内会、町内会関係団体は無料とする。
- 4 正会員のサークル、グループ活動については、上記の料金を月単位で管理者等に納めるものとする。
- 5 特定団体、その他については、上記規則にかかわらず使用時間帯等を勘案のうえ、別途決定する。
- 6 炊事場でのガスを使用した場合、1回1,000円を管理者等に納めるものとする。但し、第3条2項については無料とする。

(使用日時の変更等)

- 第6条 管理者等は、公会堂を緊急に使用する必要性が生じた場合、現に使用中の場合であっても、これを中断させることができる。また、使用許可後、当該日時について公務の要請等やむを得ない事情が生じた場合、これを変更又は取消することができる。
- 2 使用許可を受けた者が、使用日時の変更又は使用許可の撤回を行う場合、速やかに管理者等に届出るものとする。
- 3 許可の撤回を行う場合、既に徴収した使用料金は原則として返還しない扱いとする。ただし、管理者等が許可を取消す場合は、この限りでない。

(公会堂での退去命令)

- 第7条 管理者等は、公会堂の秩序維持のため、使用の許可を受けた者等が放歌高唱その他著しく喧騒にわたる行為等がある場合、当該行為者にこれらの行為を中止させ、また退去を命じることができる。

(火気の使用等)

- 第8条 公会堂における火気の使用については、厨房において、厨房に設置の器具に限り認めるものとする。尚、火気の使用予定は許可申請時に届けるものとする。
- 2 使用者は使用後、必ず火気の点検を行い、使用場所の点検、清掃及び施錠を行うものとする。

(損害の補填等)

- 第9条 使用者は、公会堂等に汚損等を与えたときは、必ず管理者等に届けたうえ、原則として現状回復の義務を負うものとする。

(出入り口の開閉施錠等)

- 第10条 管理者等は、公会堂の出入り口の開閉についてあらかじめ責任者を指名し、当該担当者に行わせるものとする。
- 2 担当者は、公会堂の施錠設備を点検し、盗難の予防に努めなければならない。

附則

- 1 この規則は、平成21年 6月 1日から施行する。